

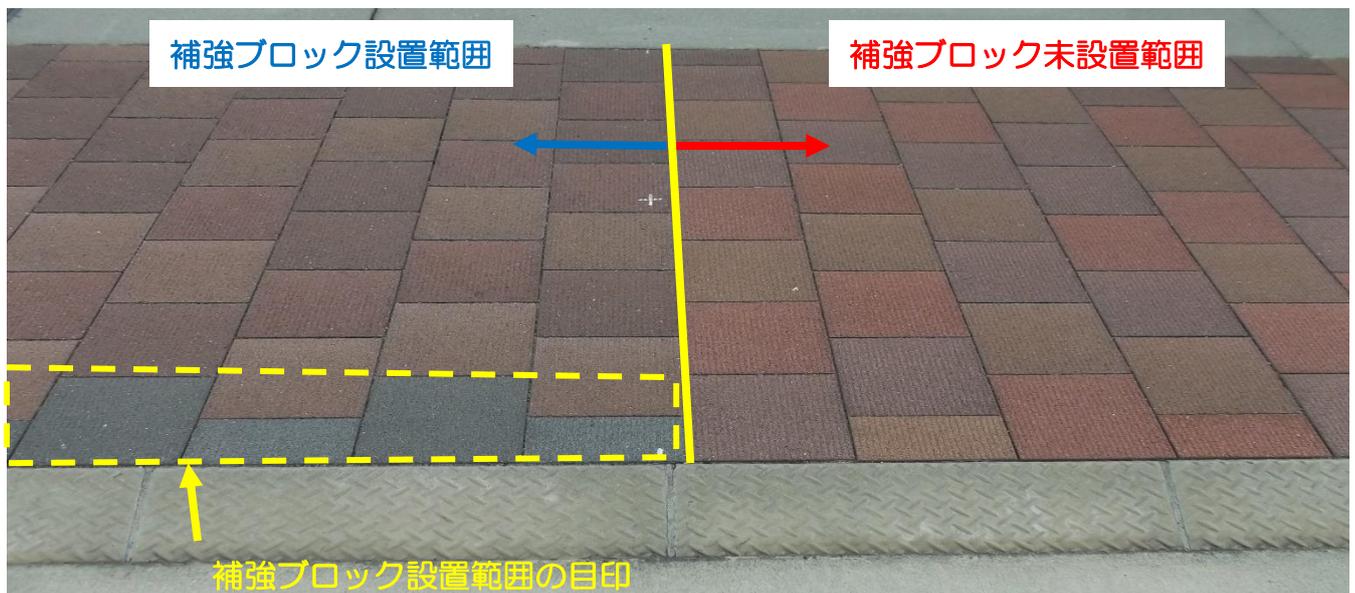
歩道からの車両の出入りについて

歩道への車両の通行は、隣接する宅地からの出入りに必要な範囲に限り認められており、そのような箇所には、車両の乗り入れに耐えることができるようなブロック（補強ブロック）を設置しています。

もしも、補強ブロック設置箇所以外からの乗り入れや、路上駐車等が行われると、ブロックの破損や陥没などが起こる可能性があり、通行する人が転倒するなどの事故につながる恐れがあります。

今後、歩道沿いに新しく建築等の計画をされる場合は、補強ブロック設置箇所を十分に確認してから計画するようにしてください。

また、設置箇所以外からの進入を計画される場合は、補強ブロックへの張替や、ブロックの入れ替えを行うなどして、歩道に影響がないような計画にしてください。



※補強ブロックの設置範囲の目印は、車道側の灰色のブロックです。